

松江市告示第 285 号

松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱（平成 22 年松江市告示第 110 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 4 月 1 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、自然災害により<u>住宅の全壊等生活基盤に被害を受けながら、その自然災害の規模又は住家の被害程度が被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。)</u>で定める対象に該当しないため、法による支援を受けられない者等に対し、その生活の再建を支援するための支援金(以下「支援金」という。)を支給する松江市被災者生活再建支援金支給事業(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支援金の支給対象世帯)</p> <p>第 4 条 市長は、第 2 条に定める自然災害により<u>住宅の被害程度が別表に定める区分</u>のいずれかに該当することとなった世帯(法 _____)による被災者生活再建支援金の支給対象とならない世帯</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、自然災害により<u>その居住する住宅に被害を受けた者に対し、その自立した生活の開始を支援するために生活再建支援金(以下「支援金」という。)</u></p> <p>_____を</p> <p>支給する松江市被災者生活再建支援金支給事業 _____ の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支援金の支給対象世帯)</p> <p>第 4 条 市長は、第 2 条に定める自然災害により<u>次の各号</u></p> <p>のいずれかに該当することとなった世帯(被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。))による被災者生活再建支援金の支給対象とならない世帯</p>

帯に限る。以下「被災世帯」という。)の世帯主に対し、支援金の支給を行うものとする。

帯に限る。以下「被災世帯」という。)の世帯主に対し、支援金の支給を行うものとする。

- (1) その居住する住宅が全壊した世帯
- (2) その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不可能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯であって、前2号のいずれにも該当しないもの(以下「大規模半壊世帯」という。)
- (5) その居住する住宅が災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付内閣府政策統括官(防災担当)通知。以下「統一基準」という。)による半壊と認められる世帯であって、前3号のいずれにも該当しないもの(以下「半壊世帯」とい

2 住宅の被害認定は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成 30 年 3 月内閣府(防災担当))により市長が行うものとし、その認定に当たっては、市長は、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めなければならない。この場合において、全壊については全焼及び全流出が、半壊については半焼が含まれるものとする。

(支援金の額)

第 5 条 被災世帯 _____

_____の世帯主に対する支援金 _____(住宅の被害程度に応じて支払われる支援金(以下「基礎支援金」という。))

_____及び住宅の再建方法に応じて支払われる支援金(以下「加算支援金」という。))の額は、別表に定める額 _____とする。

う。)

(6) その居住する住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、当該損害割合が 10%以上 20%未満のもの(以下「準半壊世帯」という。)

2 住宅の被害認定は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成 30 年 3 月内閣府_防災担当_)により市長が行うものとし、その認定に当たっては、市長は、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めなければならない。この場合において、全壊については全焼及び全流出が、半壊については半焼が含まれるものとする。

(支援金の額)

第 5 条 被災世帯(被災世帯であって自然災害

の発生時においてその属する者の数が 1 である世帯(以下「単数世帯」という。)、半壊世帯及び準半壊世帯を除く。以下この条において同じ。))の世帯主に対する支援金の額は、住宅の被害程度に応じて支払われる支援金(以下「基礎支援金」という。))として 100 万円(大規模半壊世帯にあつては、50 万)とし、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、住宅の再建方法に応じて支払われる支援金(以下「加算支援金」という。))として当該各号に定める額を加えた額とする。

(1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200 万円

(2) その居住する住宅を補修する世帯 100 万円

2 被災世帯が同一の自然災害により別表に定める住宅の再建方法のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する加算支援金の額は、前項の規定にかかわらず、当該別表に定める額のうち最も高いものとする。

(支援金の支給申請)

第6条 前条第1項 _____
_____に規定する基礎支援金の支給は、第2条に定める自然災害が発生した日から起算して13か月を経過する

(3) その居住する住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯
50万円

2 被災世帯が同一の自然災害により前項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する加算支援金の額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額のうち最も高いものとする。

3 半壊世帯(単身世帯を除く。)のうち、その居住する住宅を補修する世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該住宅の補修に係る経費を対象に上限100万円とする。

4 準半壊世帯(単身世帯を除く。)のうち、その居住する住宅を補修する世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該住宅の補修に係る経費を対象に上限40万円とする。

5 単身世帯の世帯主に対する支援金の額については、第1項から前項までの規定を準用する。この場合において、第1項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5,000円」と、「200万円」とあるのは「150万円」と、第3項中「100万円」とあるのは「75万円」と、第4項中「40万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

(支援金の支給申請)

第6条 前条第1項(前条第5項において準用する場合を含む。)に規定する基礎支援金の支給は、第2条に定める自然災害が発生した日から起算して13か月を経過する

日までの間になされた被災世帯の世帯主
(特段の事情がある場合は、当該世帯主に
準じる者。以下この条において同じ。)の申
請に基づき行うものとする。

2 前条

_____に規定する_____支援金の
支給は、第2条に定める自然災害が発生し
た日から起算して37か月を経過する日ま
での間になされた被災世帯の世帯主の申
請に基づき行うものとする。

3 略

4 支援金の支給申請は、松江市被災者生活
再建支援金支給申請書(全壊世帯・解体世
帯・長期避難世帯・大規模半壊世帯)(様式
第1号)又は松江市被災者生活再建支援金
支給申請書(中規模半壊・半壊世帯・準半壊
世帯)(様式第2号)に必要事項を記入の上、
次に掲げる書面を添付して、市長に行われ
なければならない。

(1)～(5) 略

別表 別紙のとおり

様式第1号(第6条関係) 別紙のとおり

様式第2号(第6条関係) 別紙のとおり

日までの間になされた被災世帯の世帯主
(特段の事情がある場合は、当該世帯主に
準じる者。以下この条において同じ。)の申
請に基づき行うものとする。

2 前条第1項から第4項まで(これらの規定 を前条第5項において準用する場合を含 む。)に規定する加算支援金及び支援金の

支給は、第2条に定める自然災害が発生し
た日から起算して37か月を経過する日ま
での間になされた被災世帯の世帯主の申
請に基づき行うものとする。

3 略

4 支援金の支給申請は、松江市被災者生活
再建支援金支給申請書(全壊世帯・半壊世
帯・長期避難世帯・大規模半壊世帯)(様式
第1号)又は松江市被災者生活再建支援金
支給申請書(_____半壊世帯・準半壊
世帯)(様式第2号)に必要事項を記入の上、
次に掲げる書面を添付して、市長に行われ
なければならない。

(1)～(5) 略

様式第1号(第6条関係) 別紙のとおり

様式第2号(第6条関係) 別紙のとおり

別表

(単位：万円)

区分		基礎 支援金	加算支援金		最大支援額 (注 10)
			住宅の再建 方法 (注11)	金額	
世帯	被害程度 (注1)				
複数世帯 (世帯の構成 員が複数)	全壊 (注2) 解体世帯 (注3) 長期避難世帯 (注4)	100	建設、購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊 (注5)	50	建設、購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊 (注6)	-	建設、購入	100 (注9)	100
			補修	100 (注9)	100
			賃借	25 (注9)	25
	半壊 (注7)	-	補修	100 (注9)	100
準半壊 (注8)	-	補修	40 (注9)	40	
単数世帯 (世帯の構成 員が単数)	全壊 (注2) 解体世帯 (注3) 長期避難世帯 (注4)	75	建設、購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊 (注5)	37.5	建設、購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊 (注6)	-	建設、購入	75 (注9)	75
			補修	75 (注9)	75
			賃借	18.75 (注9)	18.75
	半壊 (注7)	-	補修	75 (注9)	75
準半壊 (注8)	-	補修	30 (注9)	30	

- (注1) 住宅の被害程度は、市が発行するり災証明書又はそれに相当する書類により確認を行う。
- (注2) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当））の例による損害基準判定（以下、「損害基準判定」という。）において、その割合が50%以上と判定された住宅とする。
- (注3) 大規模半壊、中規模半壊、半壊又は敷地被害等により、やむを得ず住家を解体した世帯とする。なお、敷地被害等により、やむを得ず住宅を解体した世帯とは、自然災害により、その居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。
- (注4) 法第2条第2号ハに該当し、長期避難世帯と認定された世帯とする。
- (注5) 損害基準判定において、その割合が40%以上50%未満と判定された住宅とする。
- (注6) 損害基準判定において、その割合が30%以上40%未満と判定された住宅とする。
- (注7) 損害基準判定において、その割合が20%以上30%未満と判定された住宅とする。
- (注8) 損害基準判定において、その割合が10%以上20%未満と判定された住宅とする。
- (注9) 被災した住宅の補修等に係る経費（以下「実費」という。）が最大支援額を下回る場合は、実費の範囲内とする。
- (注10) 法に基づく被災者生活再建支援金を受けた又は受ける者に対し、市が法による支援とは別に支援金を支給する場合には第3条に掲げる対象事業とするが、表に定める最大支援額から法に基づく支援額を差し引いた金額を最大支援額とする。
- (注11) 住宅の建設・購入及び賃借は、松江市内で行われるものに限るものとする。

様式第1号(第6条関係)

被災者生活再建支援金支給申請書

(全壊世帯・解体世帯・長期避難世帯・大規模半壊世帯)

(あて先)松江市長

申請日

年 月 日

松江市被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者名 _____

申請回数〔支給番号〕	
初回	2回目 以降

〔 世帯主以外の方が申請する場合はその理由： _____ 〕

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

① 世帯主の氏名

ふりがな	生年月日
氏名	年 月 日

② 被災した住宅の住所(被災住所)

〒 _____

③ 世帯員の氏名(初めて申請される方は必ず記入してください。)7人以上の場合は備考欄へ記入してください。

1	ふりがな	生年月日	4	ふりがな	生年月日
		年 月 日			年 月 日
2	ふりがな	生年月日	5	ふりがな	生年月日
		年 月 日			年 月 日
3	ふりがな	生年月日	6	ふりがな	生年月日
		年 月 日			年 月 日

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

II 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

前回申請と同じ(前回申請と同じ場合は□に✓を記入して下表は空欄にしてください。)

現在の住所	<input type="checkbox"/> 被災者と同じ 〒 _____
電話番号	(_____)

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

前回申請と同じ(前回申請と同じ場合は□に✓を記入して下表は空欄にしてください。)

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通	
口座名義(カナ)			
ゆうちょ銀行	記号	番号	

〔 口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください(前回と同じ名義であれば記入不要です)。 _____ 〕

IV

(1) 申請をする**基礎支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。)

区分	今回申請(A)		受給済(B)		申請額(A-B) : 万円
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
全壊	100万円	75万円			半壊解体・敷地被害解体の場合は その理由： 申請額(A-B) : 万円
半壊解体	100万円	75万円			
敷地被害解体	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	

(2) 申請する**加算支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区分	今回申請(C)		受給済(D)		申請額(C-D) : 万円
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
建設・購入	200万円	150万円			申請額(C-D) : 万円
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居を除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	

注)それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

-----松江市記入欄-----

添付書類確認欄

り災 証明書	住民票	預金通帳 等の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	長期避難 証明書	契約書 の写し	その他

備考欄

様式第1号(第6条関係)

松江市被災者生活再建支援金支給申請書
(全壊世帯・解体世帯・長期避難世帯・大規模半壊世帯)

年 月 日

(あて先)松江市長

松江市被災者生活再建支援金の支給を申請します。

支給番号 (2回目以降の申請の場合に記)	申請者氏名 世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

1 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んで下さい。(単数世帯 ・ 複数世帯)

②世帯主の氏名

	よみがな	
--	------	--

③被災した住宅の住所

〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

現在の住所	〒
電話番号	()

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

口座名義人	(フリガナ)											
金融機関名	支店名等			種別			口座番号					
ゆうちょ銀行	記号					番号						

4 住宅の被害状況を○で囲んで下さい。(被災日： 年 月 日)

被害状況 (全壊・半壊解体・敷地被害解体・ 長期避難・大規模半壊)	半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：
---	----------------------

5 (1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、「申請額(A-B)」を記入してください。

(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円	—		住民票 預金通帳等の写し り災証明書 その他()
解体 (半壊・敷地被害)	100万円	75万円	—		
長期避難	100万円	75万円	—		
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額(A-B) : 万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、「申請額(C-D)」を記入してください。

区 分		今回申請(C)		受給済(D)		備考(添付書面等)
		複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
基礎 支援 金の 対象 世帯	建設・購入	200万円	150万円	—		住民票 預金通帳等の写し り災証明書 契約書の写し その他()
	補修	100万円	75万円	—		
	賃貸住宅 ※公営住宅 を除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額(C-D) : 万円	

注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入してください)。2回目以降の申請では、添付書面の一部を省略できる場合があります。

注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は、受給済額との差額を「申請額(A-B)」又は「申請額(C-D)」の欄に記入してください。

市記入欄
(災害名)

<改正後>

様式第2号(第6条関係)

被災者生活再建支援金支給申請書

(中規模半壊世帯・半壊世帯・準半壊世帯)

(あて先)松江市長

申請日 年 月 日

松江市被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者名 _____

申請回数〔支給番号〕	
初回	2回目 以降

〔 世帯主以外の方が申請する場合はその理由： _____ 〕

I 被災時の世帯の状況について記入してください。

① 世帯主の氏名

ふりがな	生年月日
氏名	年 月 日

② 被災した住宅の住所(被災住所)

〒 _____

③ 世帯員の氏名(初めて申請される方は必ず記入してください。)7人以上の場合は備考欄へ記入してください。

1	ふりがな	生年月日	4	ふりがな	生年月日
		年 月 日			年 月 日
2	ふりがな	生年月日	5	ふりがな	生年月日
		年 月 日			年 月 日
3	ふりがな	生年月日	6	ふりがな	生年月日
		年 月 日			年 月 日

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

II 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

前回申請と同じ(前回申請と同じ場合はにを記入して下表は空欄にしてください。)

現在の住所	<input type="checkbox"/> 被災者と同じ 〒 _____
電話番号	(_____)

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

前回申請と同じ(前回申請と同じ場合はにを記入して下表は空欄にしてください。)

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通	
口座名義(カナ)			
ゆうちょ銀行	記号	番号	

〔 口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください(前回と同じ名義であれば記入不要です)。 _____ 〕

<改正後>

IV 申請する加算支援金の「申請額」を記入してください。

※ 公益財団法人都道府県センター又は松江市から被災者生活再建支援金を受給された方は、受給された額全額を受給済(イ)に必ず記入してください。

区 分			必要経費(ア)	受給済(イ)	申請可能額(ウ)	(ア)と(ウ)のうち、 金額の小さい方を 記入(エ)
中規模 半壊 世帯	建設 ・ 購入	複数世帯	円	円	円 (上限 100 万円ーイ)	円
		単独世帯	円	円	円 (上限 75 万円ーイ)	円
	補修	複数世帯	円	円	円 (上限 100 万円ーイ)	円
		単独世帯	円	円	円 (上限 75 万円ーイ)	円
	賃借	複数世帯	円	円	円 (上限 25 万円ーイ)	円
		単独世帯	円	円	円 (上限 18.75 万円ーイ)	円
半壊 世帯	補修	複数世帯	円	円	円 (上限 100 万円ーイ)	円
		単独世帯	円	円	円 (上限 75 万円ーイ)	円
準半壊 世帯	補修	複数世帯	円	円	円 (上限 40 万円ーイ)	円
		単独世帯	円	円	円 (上限 30 万円ーイ)	円
					申請額(エ)	円

注)それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

-----松江市記入欄-----

添付書類確認欄

り災 証明書	住民票	預金通帳 等の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	長期避難 証明書	契約書 の写し	その他

備考

<改正前>

様式第2号(第6条関係)

松江市被災者生活再建支援金支給申請書
(半壊世帯・準半壊世帯)

年 月 日

(あて先)松江市長

松江市被災者生活再建支援金の支給を申請します。

支給番号 (2回目以降の申請の場合に記入)	申請者氏名 (世帯主以外の方が申請する場合はその理由：)

1 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んで下さい。(単数世帯 ・ 複数世帯)

②世帯主の氏名	よみがな

③被災した住宅の住所	〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

現在の住所	〒
電話番号	()

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

口座名義人	(フリガナ)						
金融機関名	支店名等	種別	口座番号				
ゆうちょ銀行	記号				番号		

4 住宅の被害状況を○で囲んで下さい。(被災日： 年 月 日)

被害状況 (半壊・準半壊)	備考：

<改正前>

5 (1) 申請する加算支援金の「申請額」を記入してください。

区 分		必要経費(ア)	受給済(イ)	申請可能額(ウ)	(ア)と(ウ)のうち、金額の小さい方を記入(エ)
半壊世帯	補修	複数世帯	円	円 (上限 100 万円ーイ)	円
		単独世帯	円	円 (上限 75 万円ーイ)	円
準半壊世帯	補修	複数世帯	円	円 (上限 40 万円ーイ)	円
		単独世帯	円	円 (上限 30 万円ーイ)	円
				申請額(エ)	円

(2) 添付書面について、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。

- ・ 住民票
- ・ 預金通帳等の写し
- ・ 罹災証明書
- ・ 契約書の写し
- ・ その他()

注1) 半壊世帯及び準半壊世帯における補修の申請において、被災した住宅の補修に係る経費が上限額を下回る場合は、経費の範囲内が申請額となります。2回目以降の申請では、「必要経費(ア)」の欄に記入する額は、既に受給した加算支援金を引いたものとしてください。

注2) 2回目以降の申請では、添付書面の一部を省略できる場合があります。

市記入欄
(災害名)

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。